

諸外国の決定基準等について

1 アメリカ合衆国（公正労働基準法（1938年））

第2条

- (a) 議会は、商業又は商業のための物品の生産に従事する産業における、労働者の健康、能率及び一般的福祉のために必要な最低生活水準の維持にとつて有害な労働条件の存在が、(1) 商業並びに商業の手段及び機関をして、かかる労働条件を数州の労働者間に拡大永続させるために利用される原因となり、(2) 商業及び商業における商品の自由な流通を困難にし、(3) 商業における不公正な競争方法を生み、(4) 商業及び商業における物品の自由な流通を困難にし阻害する労働争議を起こさせ、(5) 商業における商品の秩序ある公正な取り引きを阻害することを認める。また議会は、家庭における家事サービスに人を雇用することが商業に影響を与えることをここに認める。
- (b) この法律の政策は、議会が州相互間及び諸外国との間の商業を規制する権限を行使することによって、雇用及び稼得能力を実質的に低下させることなく、前項の産業における前項の労働条件を是正し、かつできるだけ速やかにこれを除去することであることを、ここに宣言する。

旧第4条（2000年5月失効）

- (d) (1) 長官は、毎年1月、前年度における自己の活動について説明し、かつこの法律の適用のある事項に関する情報、資料及び将来の立法のための勧告であって適當と認めるものを含む報告を、議会に提出しなければならない。この報告には、議会に対する勧告とともに、この法律によって規定された最低賃金及び時間外労働の適用対象に対する長官の評価を含めなければならない。評価を行うに当たっては、長官は生計費ならびに製造業における生産性及び賃金水準の変化、使用者が賃金の引上げに応じうる能力ならびに長官が適當と認める他の要因を考慮しなければならない。

2 フランス（労働法典）

(1) Smic は、その報酬が最もわずかな賃金労働者にその購買力の保障及び国の経済的発展への参加を保障する。(141-2条)

(2) 物価指数スライド制

前回の Smic 額決定日を基準日として、この日以降消費者物価指数（1992年以降はタバコを除く）の上昇率が 2 %に達した時点で自動的に改定。当該消費者物価指数の公示の翌月 1 日から発行し、上昇率は消費者物価指数のそれと同じ。

(141-3条)

(3) Smic は 141-3 条とは別に毎年 7 月 1 日発効で以下の条件にしたがって定められる。

労働協約高等委員会が国民経済勘定の分析及び全般的経済状況に関する報告を政府から受け、これに基づき審議し、改正の必要があると認めるときは政府に意見を提出し、政府はデクレにより改正を決定する。(141-4条)

(4) いかなる場合においても、Smic の購買力の年間増加率は労働省が四半期ごとに実施する調査の結果公表された一般賃金の平均時間給の実質上昇率の半分を下回ってはならない。(141-5条)

(5) 每年の改定は、Smic の増加率と全般的経済状況及び所得の変動との間にある長期的な不均衡の是正に有効な機能でなければならない。(141-6条)

日本労働研究機構「諸外国における最低賃金制度」(2003年) 等より

3 イギリス（最低賃金法（1998年））

低賃金委員会(Low Pay Commission)は、国務大臣から最低賃金について様々な事項に関する諮問を受けて、勧告(recommendation)を提出することとされているが、最低賃金法第 7 条において、「低賃金委員会は、報告書において勧告を検討する際に、この法律がイギリス経済全体や競争力に与える影響を顧慮(have regard to)しなければならないこと」等とされている。

このため、低賃金委員会から毎年提出される報告書（最低賃金額等についての勧告を含む）においては、最低賃金が所得や雇用、競争力等に与える影響を分析している。

4 諸外国の改定方式

国名、導入された年	スライド又は改定手続き
ベルギー（1975）	R MMMG（最低賃金月額）は部門ごとに物価スライドする。R MMMGは通常2年に一度の中央協定が再交渉される際にも上昇する。
カナダ（女性：1918－1930、男性：1930s-1950s）	一般的な物価や賃金インフレによる自動改定はない。
チェコ共和国（1991）	一般的な物価や賃金インフレによる自動改定はない。
フランス(1950;現在の形になったのは1970)	SMICは（2%以上の上昇により）物価スライドし、労働者の時間給の上昇率の少なくとも2分の1以上上昇しなければならない。SMICは法令によりここで定められた以上に上昇させることができる。
ギリシャ(1953;現在の形になったのは1990)	自動改定はないが、最低賃金は年に2回から3回調整される。
ハンガリー（1977；現在の形になったのは1992）	自動改定はないが、通常毎年三者構成の調停会議の合意により改定される。
日本(1959；現在の形になったのは1968)	地方最低賃金審議会の答申により賃金や生計費の上昇を考慮しつつ、毎年改定される。
韓国（1988；現在の形になったのは1990）	自動改定はないが、最低賃金は3者構成の最低賃金審議会の答申をうけ労働大臣により毎年改定される。
ルクセンブルグ(1944)	SSM（最低賃金月額）は物価スライドする。また、経済と賃金の上昇に合わせて2年に一度見直される。
メキシコ(1917；現在の形になったのは1962)	自動改定はないが、最低賃金は定期的に改定される。
オランダ(1968)	1992年以来、最低賃金は平均賃金の上昇とリンクしているが、生活保護受給の雇用に対する比率（それぞれ、給付年数と労働年数）がある水準を超えた場合、改定を停止することができる。
ニュージーランド（1945；現在の形になったのは1983）	自動改定はないが、労働大臣は水準を毎年見直さなければならない。
ポーランド（1990）	低所得勤労世帯の支出、物価上昇、他の経済的要素を勘案し、計算式に基づき毎年3から4回改定される。
ポルトガル（1974）	インフレーションや景気動向を勘案し、三者構成の審議会で審議した後、法律により毎年改定される。
スペイン（1963；現在の形になったのは1976）	インフレーションや景気動向を勘案し、三者構成の審議会で審議した後、法律により毎年改定される。
トルコ（1971）	他の経済的発展とともに、食料と非食料の最低限のバスケットを購入するコストを勘案し、3者構成の最低賃金審議会を通じて毎年改定される。
アメリカ（1938）	物価や賃金上昇による自動改定はない。

「OECD Employment Outlook, 1998」OECD諸国の最低賃金制度より抜粋

5 諸外国の最低賃金額未満の労働者数等について

(1) アメリカの連邦最低賃金額以下の賃金を支給されている時間給労働者の割合

年	総労働者 数 (千人) ①	時間給労働者					
		総数 (千人) ②	総労働者 に占める 割合 (%) ②/①	連邦最 低 賃金額未 満の労働 者数 (千人) ③	連邦最 低 賃金額の 労働者数 (千人) ④	連邦最 低 賃金以下 の 労働者数 (千人) ⑤=③+④	時間給労 働者に占 める割合 (%) ⑤/②
1994	107,989	66,549	61.6	1,995	2,132	4,128	6.2
1995	110,038	68,354	62.1	1,699	1,956	3,656	5.3
1996	111,960	69,255	61.9	1,863	1,861	3,724	5.4
1997	114,533	70,735	61.8	2,990	1,764	4,754	6.7
1998	116,730	71,440	61.2	2,834	1,593	4,427	6.2
1999	118,963	72,306	60.8	2,194	1,146	3,340	4.6
2000	122,089	73,496	60.2	1,752	898	2,650	3.6
2001	122,229	73,392	60.0	1,518	656	2,174	3.0
2002	121,826	72,508	59.5	1,579	567	2,146	3.0
2003	122,358	72,946	59.6	1,555	545	2,100	2.9

注) 連邦最低賃金は、1996年10月に4.75\$、1997年9月に5.15\$に上がった。データは、自営業者を除いている。また、最低賃金額を下回る賃金しか受け取っていない労働者の数が多数に上るが、これは必ずしも公正労働基準法違反を示している訳ではない。というのは、この中には多数の最低賃金適用除外者を含んでいるからである。さらに、1998-2003年の最低賃金額未満労働者のうち、比較的多数はちょうど時給5.00\$を受け取っている。(1998年には約140万人、1999年には約90万人、2000年には約60万人、2001年には約50万人、2002年には約50万人、2003年には約35万人である。) これは、ある程度調査回答者側の四捨五入も反映しているかもしれない。

出典) U.S. Bureau of Labor Statistics

1 労働力の時系列データの比較可能性は、時々のCurrent Population Survey (CPS) の手法や概念の変更によって影響を受けている。

詳細については、BLSの月刊誌である雇用と給与の2004年2月号以降の注釈と誤差の評価のセクションを参照されたい。(1994,1997-2000,2003)

2 1996-97年のデータは、その年における最低賃金の改定が反映されている。

(2) フランスの最低賃金額の引上げの影響を受けた労働者の全体に占める割合

13.4%

注) DARES (雇用労働社会連帯省の統計部局) "Les Beneficiaires de la revalorisation du SMIC et des garanties mensuelles de remuneration au 1er Juillet 2003"より

(3) イギリスの最低賃金額(NMW)未満労働者数

	18-21歳の労働者①		22歳以上の労働者		計 (①+②)	
	千人	%	千人	%	千人	%
1998春	120	7.3	1,310	5.9	1,420	6.0
1999春	40	2.3	490	2.2	530	2.2
2000春	40	2.2	200	0.9	240	1.0
2001春	40	2.1	210	0.9	250	1.0
2002春	50	2.5	290	1.2	330	1.3
2003春	40	2.2	220	1.0	260	1.0

注) この数字は、法違反者数を測ることはできない点に留意すべきである。なぜなら、ある個人が最低賃金の適用者であるかどうかについて、the Labour Force Survey(LFS)やthe New Earnings Survey(NES)から識別することはできないからである。

出典) national STATISTICS

- 1 1998年春の数字は、NMW導入前における（18-21歳の場合）3.00£又は（22歳以上の場合）3.60£未満の労働者数である。
- 2 1999, 2000春 （18-21歳の場合）3.00£、（22歳以上の場合）3.60£
- 3 2001春 （18-21歳の場合）3.20£、（22歳以上の場合）3.70£
- 4 2002春 （18-21歳の場合）3.50£、（22歳以上の場合）4.10£
- 5 2003春 （18-21歳の場合）3.60£、（22歳以上の場合）4.20£